

三重県公安委員会告示第 74 号

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号。以下「法」といいます。）第 23 条の規定に基づき、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を次のとおり実施します。

平成 29 年 6 月 16 日

三重県公安委員会委員長 山 本 進

1 検定を実施する警備業務の種別及び級

警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「規則」といいます。）第 1 条第 2 号に規定する施設警備業務（以下「施設警備業務」といいます。）及び同条第 4 号に規定する交通誘導警備業務（以下「交通誘導警備業務」といいます。）に係る 1 級及び 2 級

2 実施期日及び実施場所

(1) 実施期日

種別及び級	実施期日	受検定員
交通誘導警備業務 1 級	平成 29 年 9 月 29 日（金）午前 9 時から午後 5 時まで	30 人
交通誘導警備業務 2 級	平成 29 年 11 月 22 日（水）午前 9 時から午後 5 時まで	30 人
施設警備業務 2 級	平成 29 年 11 月 29 日（水）午前 9 時から午後 5 時まで	30 人
施設警備業務 1 級	平成 29 年 12 月 7 日（木）午前 9 時から午後 5 時まで	30 人

(2) 実施場所

三重県津市島崎町 143 番地 6
津市勤労者福祉センター（サン・ワーク津）

3 受検資格

(1) 施設警備業務 1 級

三重県内に住所を有する者又は三重県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの
ア 規則第 4 条に規定する 2 級の検定（施設警備業務に係るものに限り、以下「施設警備業務 2 級検定」といいます。）に係る法第 23 条第 4 項の合格証明書（以下「合格証明書」といいます。）の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、施設警備業務に従事した期間が 1 年以上であるもの
イ 三重県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 施設警備業務 2 級

三重県内に住所を有する者又は三重県内の営業所に属する警備員

(3) 交通誘導警備業務 1 級

三重県内に住所を有する者又は三重県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの
ア 規則第 4 条に規定する 2 級の検定（交通誘導警備業務に係るものに限り、以下「交通誘導警備業務 2 級検定」といいます。）に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、交通誘導警備業務に従事した期間が 1 年以上であるもの
イ 三重県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(4) 交通誘導警備業務 2 級

三重県内に住所を有する者又は三重県内の営業所に属する警備員

4 検定内容

学科試験及び実技試験（学科試験に合格しなかった場合には、実技試験を実施しません。）

5 受検申請手続等

(1) 検定申請書の配布場所

三重県内の警察署生活安全課（大台警察署、熊野警察署及び紀宝警察署については、生活安全刑事課。以下同じ。）

(2) 受検申請の受付期間

種別及び級	受付期間
交通誘導警備業務 1 級	平成 29 年 8 月 29 日（火）から 9 月 1 日（金）までの午前 9 時から午後 5 時まで
交通誘導警備業務 2 級	平成 29 年 10 月 24 日（火）から 同月 27 日（金）までの午前 9 時から午後 5 時まで
施設警備業務 2 級	平成 29 年 10 月 30 日（月）から 11 月 2 日（木）までの午前 9 時から午後 5 時まで
施設警備業務 1 級	平成 29 年 11 月 7 日（火）から 同月 10 日（金）までの午前 9 時から午後 5 時まで

受付は、定員になり次第締め切り、郵送又は電話による申込みは受け付けておりません。

(3) 受検申請の受付場所

- ア 三重県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署生活安全課
- イ 警備員で、その者が属する営業所が三重県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課

(4) 提出書類

ア 施設警備業務 1 級

- (ア) 検定申請書（規則第 9 条に規定する別記様式第 1 号） 1 通
- (イ) 三重県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面（三重県内に住所を有する警備員で、その者が属する営業所の所在地が三重県内にある場合は、当該営業所に属することを疎明する書面でも可とします。）
三重県内に住所を有しない警備員で、その者が属する営業所の所在地が三重県内にある場合は、当該営業所に属することを疎明する書面
- (ウ) 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2 枚
- (エ) 3(1)アに該当する者は、施設警備業務 2 級検定に係る合格証明書の写し及び当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る警備業務従事証明書。ただし、警備業者が既に廃業している等、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、3(1)アに該当することを誓約する書面及び履歴書
- (オ) 3(1)イに該当する者は、1 級検定受検資格認定書 1 通
なお、1 級検定受検資格認定書は、受検申請の受付期間までに、三重県公安委員会に認定の申請を行ってください。

イ 施設警備業務 2 級

- (ア) 検定申請書（規則第 9 条に規定する別記様式第 1 号） 1 通
- (イ) 三重県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面（三重県内に住所を有する警備員で、その者が属する営業所の所在地が三重県内にある場合は、当該営業所に属することを疎明する書面でも可とします。）
三重県内に住所を有しない警備員で、その者が属する営業所の所在地が三重県内にある場合は、当該営業所に属することを疎明する書面
- (ウ) 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2 枚

ウ 交通誘導警備業務 1 級

- (ア) 検定申請書（規則第 9 条に規定する別記様式第 1 号） 1 通
- (イ) 三重県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面（三重県内に住所を有する警備員で、その者が属する営業所の所在地が三重県内にある場合は、当該営業所に属することを疎明する書面でも可とします。）
三重県内に住所を有しない警備員で、その者が属する営業所の所在地が三重県内にある場合は、当該営業所に属することを疎明する書面
- (ウ) 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2 枚
- (エ) 3(3)アに該当する者は、交通誘導警備業務 2 級検定に係る合格証明書の写し及び当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る警備業務従事証明書。ただし、警備業者が既に廃業している等、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、3(3)アに該当することを誓約する書面及び履歴書
- (オ) 3(3)イに該当する者は、1 級検定受検資格認定書 1 通
なお、1 級検定受検資格認定書は、受検申請の受付期間までに、三重県公安委員会に認定の申請を行ってください。

エ 交通誘導警備業務 2 級

- (ア) 検定申請書（規則第 9 条に規定する別記様式第 1 号） 1 通
- (イ) 三重県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面（三重県内に住所を有する警備員で、その者が属する営業所の所在地が三重県内にある場合は、当該営業所に属することを疎明する書面でも

可とします。)

三重県内に住所を有しない警備員で、その者が属する営業所の所在地が三重県内にある場合は、当該営業所に属することを疎明する書面

(ウ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2枚

(5) 受検票の交付

検定申請書を提出した警察署生活安全課において受検票が交付されますので、検定当日持参してください。

6 検定日の受付時間

検定当日の受付時間は、午前8時45分から午前9時までとします。

7 受検手数料

種別及び級	受検手数料
施設警備業務1級	16,000円
施設警備業務2級	16,000円
交通誘導警備業務1級	14,000円
交通誘導警備業務2級	14,000円

受検手数料は、三重県収入証紙により、検定申請書の提出時に納入してください。

なお、既納の手数料は、還付しません。

8 その他

(1) 検定に際しては、筆記用具を持参し、実技試験に適した服装でお越しください。

(2) 御不明な点については、三重県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 059-222-0110 内線 3023）又は三重県内の警察署生活安全課へ問い合わせてください。